

社会福祉法人 ゆりかご会

デイサービスセンターこでまりの苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ゆりかご会が運営するデイサービスセンターこでまりの苑(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者(以下「通所介護従事者」という)が、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助し、さらに利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活の世話及び機能訓練その他の援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。さらに利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活の世話及び機能訓練その他の援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人ゆりかご会 デイサービスセンターこでまりの苑
- (2) 所在地 東京都昭島市美堀町2丁目14番25号

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 通所介護従業者

通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護・指定地域密着型認知症対応型通所介護・指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護の業務にあたる。

- ・生活相談員 2 名

生活相談員は通所介護の利用申し込みにかかる調整、通所介護計画の作成を、介護支援専門員との連携の元に行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

- ・看護職員 2 名

- ・介護職員 3 名

看護職員、介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- (3) 機能訓練指導員 1 名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上を図る為の訓練、助言を行う。

- (4) 調理員 3 名

調理員は季節ごとの食材を生かし、利用者の状態に合わせた昼食などの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業時間は以下の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（ただし12月30日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前8時～午後5時 30 分（サービス提供時間午前8時45分～午後4時45分）

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用定員は、下記のとおりとする。

- (1) 単独地域密着型通所介護 15 名
- (2) 認知症対応型通所介護 22 名

(通所介護の提供方法、内容及び利用料金等)

第 7 条 通所介護の内容には、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。

- (1) 入浴、着替え、食事、排泄等の世話
- (2) 機能訓練
- (3) 相談援助
- (4) 送迎

(指定通所介護の利用料及び支払いの方法)

第 11 条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づき、介護報酬の1割、2割又は3割

とする。

2 地域密着型通所介護費は以下の通りとする。

①地域密着型通所介護(デイサービス)利用料

	1日あたりの利 用料	1日あたりの自 己負担額 1割負担	1日あたりの自 己負担額 2割負担	1日あたりの自 己負担額 3割負担
介護度 1	7,936 円	794 円	1,588 円	2,381 円
介護度 2	9,380 円	938 円	1,876 円	2,814 円
介護度 3	10,877 円	1,088 円	2,176 円	3,264 円
介護度 4	12,352 円	1,236 円	2,471 円	3,706 円
介護度 5	13,575 円	1,383 円	2,766 円	4,149 円

※サービス提供時間…7 時間以上 8 時間未満

	1日あたりの利 用料	1日あたりの自 己負担額 1割負担	1日あたりの自 己負担額 2割負担	1日あたりの自 己負担額 3割負担
介護度 1	7,146 円	715 円	1,430 円	2,144 円
介護度 2	8,442 円	845 円	1,689 円	2,533 円
介護度 3	9,749 円	975 円	1,950 円	2,925 円
介護度 4	11,056 円	1,106 円	2,212 円	3,317 円
介護度 5	12,352 円	1,236 円	2,471 円	3,706 円

※サービス提供時間…6 時間以上 7 時間未満

	1日あたりの利 用料	1日あたりの自 己負担額 1割負担	1日あたりの自 己負担額 2割負担	1日あたりの自 己負担額 3割負担
介護度 1	6,924 円	693 円	1,385 円	2,078 円
介護度 2	8,179 円	818 円	1,636 円	2,454 円
介護度 3	9,443 円	945 円	1,889 円	2,833 円

介護度 4	10,677 円	1,068 円	2,136 円	3,204 円
介護度 5	11,952 円	1,196 円	2,391 円	3,586 円

※サービス提供時間…5 時間以上 6 時間未満

- ②入浴介助加算 一般浴・特別浴 527円 自己負担額 53円
- ③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 127円 自己負担額 13円
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 63円 自己負担額 7円
- ④若年性認知症受入加算 632円 自己負担額 64円
- ⑤介護職員処遇改善加算 算定した単位数の 2.3%に相当する単位数
もしくは算定した単位数の 4.3%に相当する単位数
- ⑥介護職員等特定処遇改善加算 算定した単位数の 1.0%に相当する単位数
もしくは算定した単位数の 1.2%に相当する単位数
- ⑦昼食・おやつ代 月曜日～土曜日 昼食:650円 おやつ:150円
- ⑧延長料金 17時から18時の間:15分 250円
- ⑨その他、おむつ代、趣味活動などにかかる費用等は自己負担

3 認知症対応型通所介護費は以下の通りとする。

①認知症対応型通所介護(デイサービス)利用料

	1日あたりの利 用料	1日あたりの自 己負担額 1割負担	1日あたりの自 己負担額 2割負担	1日あたりの自 己負担額 3割負担
介護度 1	9,146 円	915 円	1,830 円	2,744 円
介護度 2	10,127 円	1,013 円	2,026 円	3,039 円
介護度 3	11,086 円	1,109 円	2,218 円	3,326 円
介護度 4	12,067 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円
介護度 5	13,058 円	1,306 円	2,612 円	3,918 円

※サービス提供時間…7 時間以上 8 時間未満

	1日あたりの利 用料	1日あたりの自 己負担額 1割負担	1日あたりの自 己負担額 2割負担	1日あたりの自 己負担額 3割負担
介護度 1	9,380 円	938 円	1,876 円	2,814 円
介護度 2	10,382 円	1,039 円	2,077 円	3,115 円
介護度 3	11,363 円	1,137 円	2,273 円	3,409 円

介護度 4	12,376 円	1,238 円	2,476 円	3,713 円
介護度 5	13,388 円	1,339 円	2,678 円	4,017 円

※サービス提供時間…6 時間以上 7 時間未満

	1 日あたりの利 用料	1 日あたりの自 己負担額 1 割負担	1 日あたりの自 己負担額 2 割負担	1 日あたりの自 己負担額 3 割負担
介護度 1	10,596 円	1,060 円	2,120 円	3,179 円
介護度 2	11,747 円	1,175 円	2,350 円	3,525 円
介護度 3	12,898 円	1,290 円	2,580 円	3,870 円
介護度 4	14,060 円	1,406 円	2,812 円	4,218 円
介護度 5	15,211 円	1,522 円	3,043 円	4,564 円

※サービス提供時間…5 時間以上 6 時間未満

- ② 入浴介助加算 一般浴・特別浴 533円 自己負担額 54円
- ③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 191円 自己負担額 20円
- ④ 若年性認知症受入加算 639円 自己負担額 64円
- ⑤ 介護職員処遇改善加算 算定した単位数の 4.2%に相当する単位数
もしくは算定した単位数の 7.6%に相当する単位数
- ⑥ 介護職員等特定処遇改善加算 算定した単位数の 3.1%に相当する単位数
もしくは算定した単位数の 2.4%に相当する単位数
- ⑦ 昼食・おやつ代 月曜日～土曜日 昼食:650 円 おやつ:150 円
- ⑧ その他の料金 その他の費用は、[料金表]のとおりです。

4 地域密着型介護予防認知症対応型通所介護費は以下の通りとする。

地域密着型介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)利用料

	1 日あたりの利 用料	1 日あたりの自 己負担額 1 割負担	1 日あたりの自 己負担額 2 割負担	1 日あたりの自 己負担額 3 割負担
要支援 1	7,899 円	1,060 円	2,120 円	3,179 円
要支援 2	8,826 円	1,175 円	2,350 円	3,525 円

※サービス提供時間…5 時間以上 6 時間未満

要支援 1	8,101 円	1,290 円	2,580 円	3,870 円
要支援 2	9,071 円	1,406 円	2,812 円	4,218 円

※サービス提供時間…6 時間以上 7 時間未満

要支援 1	9,178 円	1,522 円	3,043 円	4,564 円
要支援 2	10,244 円	1,025 円	2,049 円	3,074 円

※サービス提供時間…7 時間以上 8 時間未満

- ②入浴介助加算 一般浴・特別浴 533円 自己負担額 54円
- ③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 191円 自己負担額 20円
- ④若年性認知症受入加算 639円 自己負担額 64円
- ⑤介護職員処遇改善加算 算定した単位数の 4.2%に相当する単位数
もしくは算定した単位数の 7.6%に相当する単位数
- ⑥介護職員等特定処遇改善加算 算定した単位数の 3.1%に相当する単位数
もしくは算定した単位数の 2.4%に相当する単位数
- ⑦昼食代 月曜日～土曜日 昼食:650 円 おやつ:150 円
- ⑧その他の料金 その他の費用は、[料金表]のとおりです。

- 5 営業日及び営業時間を超えて通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代等にかかる費用については、別途徴収する。
- 6 第1項から第5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに関する同意を得る。
- 7 指定通所介護の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により利用料金を納入する。

(通常の事業の実施区域)

第12条 通常の事業の実施区域は原則昭島市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を行う。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 通所介護従業者等は、通所介護実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難誘導等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には危機管理委員会で策定された BCP(感染症が発生したときは感染症対策 BCP) 及び防災計画に基づいて避難などの指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(身体拘束の適正化)

第 16 条 本事業所は利用者に対して以下のような身体拘束を原則として行わない。

- ①徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
 - ②転落しないように体幹や四肢をひも等で縛る
 - ③自分で降りられないようにベッド柵(サイドレール)で囲む
 - ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る
 - ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないようにまたは皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
 - ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト車椅子テーブルをつける
 - ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を利用する ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
 - ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
 - ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
 - ⑪自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する
- 2 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について、切迫性・非代替性・一時性の 3 つの要件を満たした場合においてこれらの要件を慎重に確認・判断して行うことがある。
- 3 第 2 項の身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録し、法令に従って保存する。
- 4 事業所は従業者へ身体拘束の適正化について基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するとともに、身体的拘束適正化の指針の周知徹底を図るため、年に 2 回以上の研修を実施する。

(虐待等の禁止)

第 17 条 本事業所は利用者の尊厳保持・人格の尊重が達成されるよう次に掲げる項目を通して虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

- 2 虐待防止の指針を整備し、虐待防止担当者を本デイサービスセンターの所長とする。また、相談窓口については第 21 条と同じとする。

- 3 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)を3か月に1回開催し、その結果について職員へ周知徹底する。
- 4 職員に対して、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
- 5 サービス提供中に、職員あるいは擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市区町村に通報する。

(秘密保持)

第18条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講ずる。

(苦情処理)

第19条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受けつけ窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者のサービスに関する、利用者及びその家族からの苦情、要望、相談等は、常設の窓口として下記の苦情処理担当者が担当する。

○「デイサービスセンターこでまりの苑」相談窓口

電話 042(500)6027

- ・担当者:所長
- ・原則的には時間・曜日に関係なく、受付ける
- ・担当者が不在の場合は、基本的な事項については、どの職員でも対応できるようにすると共に、必ず担当者に伝えすみやかに対応する。
- ・必要に応じ、すみやかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又はその家族に報告する。

○当施設以外での相談窓口(市区町村の相談・苦情窓口でも受付けている)

- ・昭島市介護保険課

電話 042(544)5111(代)

○東京都国民健康保険団体連合会

電話 03(6238)0177

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

- 3 本事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、2年間保管する。

(損害賠償)

第 20 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他の運営についての重要事項)

第 21 条 従業者の質の向上を図る為、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月以内
- (2) 現任研修 随時
- (3) 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、利用決定調書、その他必要な帳簿を整備する。
- (4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりかご会と事業所の管理者との協議の基について定めるものとする。

(改廃の手続き)

第 22 条 この規程を改廃する場合は、社会福祉法人ゆりかご会理事会の承認を得て行うこととする。

附則

この規程は、理事会承認後、平成13年6月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成16年4月1日まで遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成17年4月1日まで遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成19年4月1日まで遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成25年2月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成25年5月1日まで遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成25年11月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成27年11月1日まで遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成27年12月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成28年4月1日まで遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成29年9月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成30年4月1日まで遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成30年10月1日まで遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、令和7年10月18日より施行する。